

平成 28 年 3 月 29 日

各 位

大阪府
一般社団法人大阪府私立病院協会
株式会社池田泉州銀行
東京海上日動火災保険株式会社

大阪府、大阪府私立病院協会、池田泉州銀行及び東京海上日動火災保険 の四者で医療勤務環境改善の協定を締結しました

～民間企業のノウハウとネットワークを活かして医療勤務環境の改善を支援

本日、大阪府、一般社団法人大阪府私立病院協会、株式会社池田泉州銀行及び東京海上日動火災保険株式会社の四者は、大阪府内の医療機関における医療従事者の勤務環境改善等への取組支援に関する協定を締結しました。

昨年 7 月、大阪府、大阪府私立病院協会及び東京海上日動火災保険は、同内容の協定を締結し、大阪府医療勤務環境改善支援センターの医療勤務環境改善マネジメント研修の充実などを通じて、医療機関による勤務環境改善の取組みを支援してきました。

今回、新たに株式会社池田泉州銀行がこの協定に加わり、民間企業の持つ、勤務環境改善やマネジメントシステムに関するノウハウやネットワークをさらに活用することで、医療従事者の勤務負担軽減、働きがいの向上とあわせ、質の高い医療の提供をめざしていきます。

なお、医療機関における医療従事者の勤務環境改善の取組支援において、銀行、損害保険会社及び民間の病院団体が地方公共団体と協定書を締結するのは全国で初めてとなります。

また、四者による協定締結を契機に、池田泉州銀行は、医療機関が勤務環境改善に取り組むための資金ニーズに応えるため、平成 28 年 4 月 1 日（金）から「医療勤務環境向上応援ローン」の取り扱いを開始いたします。

以 上

協定書の概要

1. 名称

医療機関における医療従事者の勤務環境改善等への取組支援に関する協定書

2. 協定締結の目的

医療従事者の離職防止、定着及び育成を図ることによって、医療安全の推進、医療の質の向上及び地域医療の充実に寄与する

3. 協力内容

- (1) 医療勤務環境改善マネジメント講習会等の実施
- (2) 大阪府医療勤務環境改善支援センターの取組における広報周知の協力
- (3) その他必要と認められる事項

4. 締結日

平成28年3月29日（火曜日）

<添付（配布）資料>

1. 医療機関における医療従事者の勤務環境改善等への取組支援に関する協定書【資料1】
2. 医療機関の勤務環境改善に向けて！！【資料2】
3. 医療従事者の勤務環境改善【資料3】
4. 都道府県と東京海上日動火災保険との連携協定【資料4】
5. 池田泉州銀行「医療勤務環境向上応援ローン」の商品概要【資料5】

以 上

医療機関における医療従事者の勤務環境改善等への取組支援に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）、一般社団法人 大阪府私立病院協会（以下「乙」という。）、東京海上日動火災保険株式会社（以下「丙」という。）及び株式会社池田泉州銀行（以下「丁」という。）は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の19に規定する医療機関における医療従事者の勤務環境改善等への取組について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の受託事業に基づき、乙が医療機関における医療従事者の勤務環境改善等への取組を支援するに当たり、丙及び丁の協力に必要な事項を定め、もって、医療従事者の離職防止、定着及び育成を図ることによって、医療安全の推進、医療の質の向上及び地域医療の充実に寄与することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 医療機関における医療従事者の勤務環境改善等への取組に関する乙への協力は、次に掲げる内容とし、協力を要請された丙及び丁は、自らが本来行う業務に支障のない範囲において応じるものとする。

- （1）医療勤務環境改善マネジメント講習会等の実施
- （2）大阪府医療勤務環境改善支援センターの取組みにおける広報周知の協力
- （3）その他必要と認められる事項

（協力要請の方法）

第3条 協力を要請する乙は、前条に定める協力内容を明らかにし、口頭又は電話等で協力を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、調印の日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙丙丁のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日から1年間有効とし、以後もまた同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等を生じた場合は、甲乙丙丁が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁それぞれ押印し、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 大阪府
大阪府知事 松 井 一 郎

乙 一般社団法人 大阪府私立病院協会
会 長 生 野 弘 道

丙 東京海上日動火災保険株式会社
専務取締役 倉 谷 宏 樹

丁 株式会社池田泉州銀行
代表取締役 藤 田 博 久



医療機関の勤務環境改善に向けて！！

資料②



個々の医療機関の取組を支援

研修会の開催
マネジメントシステム導入への取り組み
調査・事例研究
個別支援・相談対応 など

連携・協力

大阪府医療勤務環境改善支援センター
大阪府私立病院協会（運営を受託）

委託

大阪府

協力

池田泉州銀行

協力

東京海上日動



医療従事者の勤務環境改善

資料③

背景・課題	<ul style="list-style-type: none">◆大阪は民間病院の占める割合が9割◆厳しい勤務環境<ul style="list-style-type: none">・入院・救急患者への対応など心身の緊張を伴う長時間労働・当直、夜勤・交代制勤務・看護職員の離職率：大阪府13.9%（全国：11.0%）
目標	<ul style="list-style-type: none">◆医療従事者にとって→勤務負担の軽減、働きがいの向上など◆患者にとって→質の高い医療の提供 など◆経営にとって→経営の安定化（優秀な人材の確保、経営の質の向上など） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">3者にとってWIN-WIN-WINをめざす</div>
連携の 効果・実績	<ul style="list-style-type: none">◆民間企業の持つマネジメントシステムのノウハウ、人的ネットワークの活用が可能に <p><これまでの実績></p> <ul style="list-style-type: none">・病院管理者（院長、看護部長、事務長等）を対象としたセミナーの開催・東京海上日動火災（株）は講師派遣、会場提供等で協力<ul style="list-style-type: none">（1）講演及び事例報告会（27年7月開催、約280名参加）（2）グループ・ワーキングによる事例演習型セミナー（27年11月・28年1月に計3回開催。各回20～25名参加）

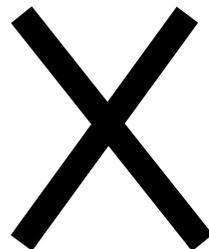
■ 都道府県と東京海上日動火災保険との連携協定

資料④

医療機関の勤務環境改善を応援（医療スタッフの定着・離職防止）

北海道、静岡県、
大阪府、広島県、
福岡県

■ 医療法により、都道府県は、医療機関の勤務環境改善計画策定を支援する責務（支援センターを設置）



東京海上日動

- 医師・看護職員をはじめとした医療スタッフの確保が大きな課題となるなか、勤務環境改善計画の普及をサポート。医療スタッフの離職防止支援を通じて、地域医療に貢献。
 - ・勤務環境改善セミナーの企画支援
 - ・勤務環境改善システムに関するノウハウを有する講師の無償派遣や有識者紹介 等

【医療機関における医療従事者の勤務環境改善等への取組支援に関する協定書 締結状況】

- ・平成27年5月18日 広島県
- ・平成27年7月8日 大阪府
- ・平成27年7月21日 静岡県
- ・平成27年10月21日 福岡県
- ・平成28年1月29日 北海道

県庁との協定は未締結ながら、茨城県、埼玉県、東京都、熊本県でも実施。また、このほかの県への拡大についても検討中。



池田泉州銀行「医療勤務環境向上応援ローン」の商品概要

名 称	医療勤務環境向上応援ローン
取扱開始日	平成28年4月1日
融資対象	医療法第30条の19に基づき「勤務環境改善計画」(※)を策定する医療機関 (※)各医療機関が策定する改善計画書を池田泉州銀行担当本部が確認
資金使途	「勤務環境改善計画」に基づき、勤務環境改善に取り組むための資金
融資金額	3億円以内
融資期間	10年以内
融資形態	証書貸付、手形貸付
適用金利	当行所定金利(変動、固定)
金利優遇制	勤務環境改善計画を策定している大阪府内の医療機関は、一律年▲0.10%金利優遇いたします。
担保・保証人	個別に対応させていただきます。
申込み・問合せ先	池田泉州銀行各店舗

※お申込みにあたっては、池田泉州銀行所定の審査がございますので、結果によっては、ご希望に添えない場合がございます。